

## 市の相談会場で受付ができない申告 作成済の確定申告書はお預かりできません。

- ・土地建物などの譲渡所得の申告
- ・住宅借入金等特別控除（初年度）の申告
- ・令和6年分以前の申告
- ・消費税・贈与税などの所得税以外の申告
- ・株式などの譲渡所得・配当所得の申告
- ・令和7年中に亡くなった方の申告（準確定申告）
- ・青色申告
- ・国外に居住する親族の扶養控除の申告

※市の相談会場では市・県民税および簡易な所得税の申告のみ受け付けています。上記の申告をする場合および作成済みの確定申告書については、古河税務署に直接提出（郵送可）をお願いします。また、マイナンバーカードをお持ちの方は電子申告（e-Tax）をご利用ください。

確定申告書等  
作成コーナーは  
こちらから▶



## ☑ 申告相談の際にお持ちいただくもの

### □ マイナンバーカード

マイナンバーカードがない場合は本人確認書類とマイナンバーがわかるもの（マイナンバー入りの住民票の写しなど）

### □ 収入を証明する書類

- ・令和7年中に支払を受けた給与・公的年金・企業年金などの源泉徴収票（原本）
- ・令和7年中に支払を受けた個人年金や請け負った業務に対する報酬の支払調書
- ・事業所得（農業、営業など）や不動産所得の収支内訳書

※収支内訳書は必ず事前に作成のうえお持ちください。

※収支内訳書、医療費明細書の用紙は国税庁ホームページまたは市役所課税課でお取りいただけます。

### □ 還付先金融機関の口座番号（本人名義）

### □ 税務署からのお知らせハガキ

### □ 税務署からの利用者識別番号通知

### □ 控除を証明する書類

- ・国民年金保険料などの控除証明書
  - ・小規模企業共済等掛金の控除証明書
  - ・生命保険料・地震保険料などの控除証明書
  - ・障害者手帳、障害者控除対象者認定書
  - ・医療費控除の明細書、医療費通知（原本）
- ※医療費控除の明細書は必ず事前に作成のうえお持ちください。

## 個人住民税の電子申告が始まります！

個人住民税申告について令和8年度（2026年度）申告分（令和7年分の収入に対する申告分）から電子申告が始まります。マイナンバーカードを利用した電子申告で、申告会場に出向くことも、申告書の記載・印刷・郵送も必要ありませんので、ぜひご利用ください。

**申告の方法** ①市ホームページ「令和8年度（令和7年分）市・県民税の申告について」の「個人住民税の電子申告」をクリック  
②マイナンバーカードの読み取りと申告内容を入力

市ホームページは  
こちらから▶



**受付期間** 1月5日（月）～24時間・365日受付 ※申告期限（3月16日（月））までの提出にご協力をお願いします。

## 古河税務署からのお知らせ 令和7年分「確定申告」に関する案内

所得税・個人消費税・贈与税の確定申告は、スマホとマイナンバーカードを使う「e-Tax」が便利です。

なお、確定申告会場は、2月16日（月）～3月16日（月）の期間で開設します。

詳しくは、1月15日発行の「広報ばんどうお知らせ版」をご覧ください。

## 令和8年度における市県民税が一部改正になります

- ・詳しくは市ホームページをご覧いただか、お問い合わせください。

市ホームページは  
こちらから▶



※申告相談期間中（2月9日～3月16日）は申告相談会場（右ページ記載）へお問い合わせください。

## 公的年金等の源泉徴収票

国民年金、厚生年金などの老齢・退職年金は、所得税法上の雑所得として課税の対象です。（障害・遺族年金は非課税所得となります。）

老齢年金受給者には1年間の年金の支払総額などを記載した「源泉徴収票」が1月中旬から順次、はがきまたは電子データで送付されます。申告の際には忘れずに提示してください。

**問** ねんきんダイヤル ☎0570(05)1165 下館年金事務所 ☎0296(25)0829

**問** 課税課 市民税係 ☎0297(21)2213